

# 半期報告書

(第6期中) 自 平成16年7月1日  
至 平成16年12月31日

株式会社マクロミル

東京都港区港南二丁目16番1号

(941659)

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	5
5. 研究開発活動	5
第3 設備の状況	6
1. 主要な設備の状況	6
2. 設備の新設、除却等の計画	6
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	12
(4) 大株主の状況	12
(5) 議決権の状況	13
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
中間財務諸表等	15
(1) 中間財務諸表	15
(2) その他	28
第6 提出会社の参考情報	29
第二部 提出会社の保証会社等の情報	30

[中間監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年3月18日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日）
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 杉本 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03（6716）0700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 岡本 伊久男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03（6716）0700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 岡本 伊久男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成14年 7月1日 至平成14年 12月31日	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 7月1日 至平成16年 12月31日	自平成14年 7月1日 至平成15年 6月30日	自平成15年 7月1日 至平成16年 6月30日
売上高（千円）	—	882,691	1,656,352	851,458	2,077,219
経常利益（千円）	—	270,612	557,146	201,667	614,772
中間（当期）純利益（千円）	—	165,325	332,373	112,276	365,183
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	317,500	870,661	317,500	838,687
発行済株式総数（株）	—	17,440	61,228	8,720	58,770
純資産額（千円）	—	677,249	2,568,404	511,924	2,176,295
総資産額（千円）	—	1,153,228	3,228,809	708,752	2,710,173
1株当たり純資産額（円）	—	38,833.14	41,948.20	58,706.98	37,030.72
1株当たり中間（当期）純利益 （円）	—	9,479.65	5,522.53	12,875.80	6,636.89
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益（円）	—	—	5,140.80	—	6,310.91
1株当たり中間（年間）配当額 （円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	58.7	79.5	72.2	80.3
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	—	150,168	240,378	184,070	418,893
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	—	△67,791	△26,094	△179,162	△387,582
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	—	100,000	59,572	—	1,299,187
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（千円）	—	444,492	1,866,469	262,114	1,592,613
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）（人）	— (—)	62 (10)	99 (11)	42 (3)	90 (9)

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。また、第5期の中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり中間（当期）純利益については、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
5. 第4期及び第5期中の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、ストックオプション制度導入（または新株引受権付社債発行）に伴う新株引受権および新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

6. 当社は、平成15年7月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年8月22日付で普通株式1株を2株に、また平成16年2月17日開催の取締役会決議に基づき、平成16年5月20日付で普通株式1株を3株にそれぞれ分割しております。なお、第5期中、第5期および第6期中の1株当たり中間（当期）純利益は、それぞれ期首に分割が行われたものとして計算しております。

なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成14年 7月1日 至平成14年 12月31日	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 7月1日 至平成16年 12月31日	自平成14年 7月1日 至平成15年 6月30日	自平成15年 7月1日 至平成16年 6月30日
1株当たり純資産額（円）	—	12,944.38	41,948.20	9,784.50	37,030.72
1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	3,159.88	5,522.53	2,145.97	6,636.89
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	5,140.80	—	6,310.91

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社は、これまでのパソコンを利用するネットリサーチ事業から得たノウハウをベースにし、平成16年7月より携帯電話を利用する新しいマーケティングサービス（モバイルリサーチ）を開始致しました。このサービスは、当社の株主であるアイ・ティ・シーネットワーク株式会社と連携したサービスであり、同社の携帯電話に係るシステム開発力と当社のネットリサーチに係るノウハウおよび販売力を結びつけた新サービスであります。

具体的には、携帯電話を利用して、消費活動直後のリアルな生活者心理を調査するサービス（当社サービス名称「MobileMill」）であります。当社が抱えるモバイルリサーチ用のモニタに対してアンケートを実施するクローズ型リサーチサービスと、当社モニタ以外にアンケートを行うオープン型リサーチサービスがあります。当サービスの基幹システムであるモバイルインターネットリサーチシステムは、ネットリサーチのノウハウが蓄積された自動インターネットリサーチシステム（A・I・R・S）の機能が搭載されているほか、2次元コード（注1）や空メール（注2）による携帯アンケートへの誘導や、回答負荷を軽減するロジック機能など、携帯電話を活用した調査ならではの機能も備えた総合的なモバイルリサーチシステムであります。

（注1）2次元コード

従来のバーコードと比較して数十から数百倍の情報量を扱うことができる。モバイルサイトのアドレスを登録した2次元コードを、ポスターや新聞・雑誌など紙媒体に掲載しておき、携帯電話のカメラ機能で撮影すれば、簡単にモバイルサイトにアクセスすることができる。

（注2）空メール

モバイルサイトへの誘導方法のひとつ。特定のメールアドレスに本文や件名に何も入力せずに送信すると、自動的にサイトのアドレスを記入したメールが返信される仕組みのこと。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成16年12月31日現在

従業員数（人）	99（11）
---------	--------

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 事業規模の拡大に伴う採用等により、従業員数が当中間会計期間において9名増加しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間の我が国経済は、企業の収益改善、設備投資の増加、広告市場の盛況など景気動向は堅調な動きを見せております。しかし、一方で原油価格、素材価格の高騰、円高、株式市場の低迷など将来への懸念材料も存在し、企業収益状況についても濃淡が見え始めていることから、景気の先行きについては楽観できない状況ではあります。

ネットリサーチ市場は、ブロードバンド人口の拡大（平成16年9月末現在1,766万件：総務省「通信情報主要データ」による）、ネットリサーチ認知度の向上などの影響を受け、拡大基調を継続しております。

かかる状況の中、ネットリサーチ業界では、各社とも新サービスのリリース、営業の強化等の施策を講じており、ネットリサーチ市場の拡大という好機を逃さぬよう努めております。当社においても、「新規顧客開拓による顧客数の拡大」と「既存取引の維持による安定顧客数の拡大」を目的に、営業体制の強化、新サービスのリリース、システム機能の拡充、ブランド政策の強化などの施策を実施してまいりました。

その結果、当中間会計期間の売上高は1,656百万円（前年同期比87.6%増）、経常利益は557百万円（前年同期比105.9%増）、中間純利益は332百万円（前年同期比101.0%増）となりました。

また、サービス別の状況につきましては下記のとおりとなりました。

#### ①自動調査サービス

自動調査サービスについては、新規顧客開拓が順調に進み受注案件数が増加したことに加え、既存顧客からの受注案件も含めた調査内容について、サンプル数、質問数が多い大型調査が増加したことで販売単価が上昇したため当サービスの売上高は1,168百万円（前年同期比78.4%増）となりました。

#### ②集計サービス

集計サービスについては、比較的受注単価が低い単純なクロス集計サービスが減少したことに加え、より複雑で大型の集計サービスの受注があったため、結果として受注単価が上昇し、当サービスの売上高は93百万円（前年同期比69.8%増）となりました。

#### ③分析サービス

分析サービスについては、自動調査の受注件数の増加に比例し、調査票設計や分析レポートの受注件数が増加いたしました。その結果、当サービスの売上高は160百万円（前年同期比73.6%増）となりました。

#### ④カスタマイズリサーチサービス

カスタマイズリサーチサービスについては、従来型の調査手法を利用していた消費財メーカー、サービス業などの事業会社による利用が急速に拡大しており、それら事業会社による調査手法が、従来型調査からネットリサーチへのシフトをはじめるとあって、当社の自動インターネットリサーチシステム（A・I・R・S）のみでは十分に顧客ニーズに対応できない案件も発生するため、より柔軟性が高い当サービスの需要が高まり、売上高が急速に拡大しております。また、大手リサーチ会社の中からも、ネットリサーチにおけるデータ回収をアウトソースするケースが増加しており、これも当サービスの売上高の拡大に貢献しております。これらの結果、当サービスの売上高は215百万円（前年同期比169.4%増）となりました。

#### ⑤モバイルリサーチサービス

モバイルリサーチサービスは、当中間会計期間中の平成16年7月22日より販売を開始したサービスであります。パソコンを利用したネットリサーチと比較して、予想以上に市場の形成が遅れていること、また受注単価の伸び悩みなどの理由により、当サービスの売上高は17百万円にとどまりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）残高は、売上債権の増加222百万円および法人税等の支払額261百万円の減少要因がありましたが、税引前中間純利益557百万円の計上により、前事業年度末に比べ273百万円増加し、1,866百万円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は、240百万円（前年同期比60.1%増）となりました。これは主に、税引前中間純利益557百万円の増加要因がありましたが、売上債権の増加222百万円および法人税等の支払額261百万円の減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は、26百万円（前年同期比61.5%減）となりました。

これは主に、ソフトウェア（自動インターネットリサーチシステム（A・I・R・S）等）への投資額25百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果得られた資金は、59百万円（前年同期比40.4%減）となりました。

これは、ストックオプションの権利行使に伴う株式発行による収入59百万円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社では、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

(単位：千円)

サービス名	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前年同期比 (%)
ネットリサーチ事業		
自動調査	1,168,842	78.4
集計	93,824	69.8
分析	160,052	73.6
カスタマイズリサーチ	215,967	169.4
モバイルリサーチ	17,665	—
合計	1,656,352	87.6

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前中間会計期間および当中間会計期間の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社アサツーディ・ケイ	89,745	10.2	—	—

(注) 当中間会計期間における株式会社アサツーディ・ケイへの販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載を省略しております。

## 3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等における変更はありません。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備計画の変更

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、拡充についての変更は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加 能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	自動インターネット リサーチシステム (A・I・R・S) 新機 能追加等の開発	133,000	86,399	自己資金	平成15年7月	平成17年12月	顧客へのサー ビス向上
本社 (東京都港区)	新自動インターネッ トリサーチシステム (A・I・R・S) の開 発	427,000	—	自己資金	平成17年1月	平成18年3月	顧客へのサー ビス向上

##### (2) 重要な設備計画の完了

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充のうち完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	金額 (千円)	完了年月
本社 (東京都港区)	自動インターネットリサーチシステム (A・I・R・S) 新機能追加等の開発	16,892	平成16年7月～12月

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	209,280
計	209,280

(注) 平成16年9月30日開催の取締役会決議により、平成17年2月18日付けで株式分割に伴う定款の変更が行われ、会社が発行する株式の総数は209,280株増加し、418,560株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成16年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成17年3月18日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	61,228	122,456	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	61,228	122,456	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成17年3月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は、含まれておりません。  
2. 平成16年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより株式数は61,228株増加しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の内容 （平成13年9月25日 定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 （平成16年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年2月28日）
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,050	2,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	27,084	13,542
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月25日 至 平成23年9月24日	自 平成13年9月25日 至 平成23年9月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 27,084円 資本組入額 27,084円	発行価格 13,542円 資本組入額 13,542円
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割等および当該発行価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株引受権付与契約により、個別の対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがあります。

4. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。
  - i 懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合
  - ii 当社を退職した場合
  - iii 死亡した場合
- (2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。
- (3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約書」に定めるところによります。
5. 新株予約権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。
6. 新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
7. 当社は、平成16年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額は調整しております。

② 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容  
(平成14年6月26日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年2月28日)
新株予約権の数(個)	540	1,080
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	540	1,080
新株予約権の行使時の払込金額(円)	27,084	13,542
新株予約権の行使期間	自 平成16年6月28日 至 平成19年6月27日	自 平成16年6月28日 至 平成19年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 27,084円 資本組入額 13,542円	発行価格 13,542円 資本組入額 6,771円
新株予約権の行使の条件	(注) 4, 5	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	(注) 6

(注) 1. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権付与後、当該行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株予約権割当契約により、個別の対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがあります。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。
  - i 懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合
  - ii 当社を退職した場合
  - iii 死亡した場合
- (2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。
- (3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権契約書」に定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。

7. 新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
8. 当社は、平成16年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額は調整しております。

(平成14年9月25日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年2月28日)
新株予約権の数(個)	860	1,720
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	860	1,720
新株予約権の行使時の払込金額(円)	27,084	13,542
新株予約権の行使期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年9月30日	自 平成16年10月1日 至 平成19年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 27,084円 資本組入額 13,542円	発行価格 13,542円 資本組入額 6,771円
新株予約権の行使の条件	(注) 4, 5	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	(注) 6

(注) 1. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権付与後、当該行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 =  $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

4. 新株予約権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株予約権割当契約により、個別の対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがあります。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

- i 懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合
- ii 当社を退職した場合
- iii 死亡した場合

(2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。

(3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権契約書」に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。

7. 当社は、平成16年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額は調整しております。

(平成15年9月25日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年2月28日)
新株予約権の数(個)	615	1,230
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	615	1,230
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000	20,000
新株予約権の行使期間	自平成17年11月1日 至平成20年10月31日	自平成17年11月1日 至平成20年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 40,000円 資本組入額 20,000円	発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 4, 5	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	(注) 6

(注) 1. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権付与後、当該行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株予約権割当契約により、個別の対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがあります。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

- i 懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合
- ii 当社を退職した場合
- iii 死亡した場合

(2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。

(3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権契約書」に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。

7. 新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

8. 当社は、平成16年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額は調整しております。

(平成16年9月30日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年2月28日)
新株予約権の数(個)	598	598
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	598	1,196
新株予約権の行使時の払込金額(円)	693,210	346,605
新株予約権の行使期間	自平成18年10月1日 至平成26年9月28日	自平成18年10月1日 自平成26年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 693,210円 資本組入額 346,605円	発行価格 346,605円 資本組入額 173,303円
新株予約権の行使の条件	(注) 4, 5	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6	(注) 6

(注) 1. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件または対象者と当社との間の個別の新株予約権割当契約により、個別の対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがあります。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

- i 懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合
- ii 当社を退職した場合
- iii 死亡した場合

(2) 被付与者が死亡した場合には、一切の相続は認めないこととされております。

(3) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権契約書」に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡または担保権の設定は禁止されております。

7. 当社は、平成16年9月30日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額は調整しております。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成16年7月1日～ 平成16年12月31日 (注) 1	2,458	61,228	31,973	870,661	27,761	932,641

(注) 1. 新株予約権（ストックオプション）、新株引受権付社債および新株引受権の行使による増加であります。

2. 平成17年2月18日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより発行済株式総数が61,228株増加しております。

## (4) 【大株主の状況】

平成16年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
杉本 哲哉	神奈川県横浜市中区西之谷町94-13	9,310	15.21
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	9,081	14.83
柴田 聡	東京都目黒区東山2-5-12 アパートメント東山310号	6,154	10.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	2,448	4.00
福羽 泰紀	東京都大田区中馬込3-12-1-407	1,674	2.73
岡本 伊久男	神奈川県横浜市神奈川区栄町10-35 ザ・ヨコハマタワーE2406	1,414	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	1,275	2.08
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K.	1,266	2.07
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社	東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー	930	1.52
株式会社ジャストシステム	徳島県徳島市沖浜東3-46	853	1.39
計	—	34,405	56.19

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成16年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 61,228	61,228	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	61,228	—	—
総株主の議決権	—	61,228	—

② 【自己株式等】

平成16年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	1,080,000	835,000	816,000	730,000	706,000	690,000 □406,000
最低 (円)	706,000	615,000	623,000	602,000	620,000	618,000 □334,000

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。  
2. □印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員 の 異動はありませぬ。



## 第5【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成15年7月1日から平成15年12月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、当中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成15年7月1日から平成15年12月31日まで）および当中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年12月31日)		当中間会計期間末 (平成16年12月31日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成16年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		444,492		1,866,469		1,592,613	
2. 受取手形		14,063		47,720		36,963	
3. 売掛金		390,188		675,120		463,789	
4. たな卸資産		918		1,315		1,034	
5. 前払費用		18,354		33,998		28,255	
6. 繰延税金資産		49,730		93,963		69,312	
7. その他		1		2,211		2,173	
貸倒引当金		△687		△1,709		△851	
流動資産合計		917,061	79.5	2,719,091	84.2	2,193,292	80.9
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物		6,665		43,566		47,537	
(2) 工具器具備品		20,701		60,166		67,742	
有形固定資産合計	※1	27,366	2.4	103,733	3.2	115,279	4.3
2. 無形固定資産							
(1) 意匠権		395		345		370	
(2) ソフトウェア		118,965		108,657		119,156	
(3) ソフトウェア仮勘定		2,348		13,880		3,141	
無形固定資産合計		121,710	10.5	122,884	3.8	122,669	4.5
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		—		176,213		175,792	
(2) 敷金保証金		79,444		89,178		89,178	
(3) 繰延税金資産		7,645		17,707		13,961	
(4) その他		493		—		493	
貸倒引当金		△493		—		△493	
投資その他の資産合計		87,090	7.6	283,099	8.8	278,932	10.3
固定資産合計		236,167	20.5	509,718	15.8	516,881	19.1
資産合計		1,153,228	100.0	3,228,809	100.0	2,710,173	100.0

区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年12月31日)		当中間会計期間末 (平成16年12月31日)		前事業年度要約貸借対照表 (平成16年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 短期借入金		100,000		—		—	
2. 未払金		120,448		178,117		109,001	
3. 未払費用		8,122		12,865		5,785	
4. 未払法人税等		132,574		260,699		261,101	
5. 未払消費税等		25,950		43,860		49,891	
6. 前受金		4,155		2,961		3,648	
7. 預り金		6,600		10,340		4,380	
8. モニタポイント引当 金		77,802		151,559		99,690	
9. その他		325		—		378	
流動負債合計		475,978	41.3	660,405	20.5	533,877	19.7
負債合計		475,978	41.3	660,405	20.5	533,877	19.7
(資本の部)							
I 資本金		317,500	27.5	870,661	27.0	838,687	30.9
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		126,880		932,641		904,880	
資本剰余金合計		126,880	11.0	932,641	28.8	904,880	33.4
III 利益剰余金							
1. 中間(当期)未処分 利益		232,869		765,102		432,728	
利益剰余金合計		232,869	20.2	765,102	23.7	432,728	16.0
資本合計		677,249	58.7	2,568,404	79.5	2,176,295	80.3
負債資本合計		1,153,228	100.0	3,228,809	100.0	2,710,173	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		前事業年度要約損益計算書 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)			
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)		
I 売上高			882,691	100.0	1,656,352	100.0	2,077,219	100.0	
II 売上原価	※1		350,978	39.8	658,696	39.8	842,618	40.6	
売上総利益			531,713	60.2	997,655	60.2	1,234,600	59.4	
III 販売費及び一般管理 費	※1		251,174	28.4	448,431	27.0	596,325	28.7	
営業利益			280,538	31.8	549,223	33.2	638,275	30.7	
IV 営業外収益	※2		88	0.0	9,393	0.5	2,435	0.1	
V 営業外費用	※3		10,014	1.1	1,471	0.1	25,938	1.2	
経常利益			270,612	30.7	557,146	33.6	614,772	29.6	
VI 特別損失	※4		—	—	—	—	6,979	0.3	
税引前中間 (当期) 純利益			270,612	30.7	557,146	33.6	607,793	29.3	
法人税、住民税 及び事業税		132,574			253,169		295,794		
法人税等調整額		△27,286	105,287	12.0	△28,397	224,772	△53,184	242,609	11.7
中間 (当期) 純利益			165,325	18.7	332,373	20.1	365,183	17.6	
前期繰越利益			67,544		432,728		67,544		
中間 (当期) 未処分利益			232,869		765,102		432,728		

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		270,612	557,146	607,793
減価償却費		29,862	49,224	72,269
貸倒引当金の増加額		473	364	637
モニタポイント引当金の増加額		30,141	51,868	52,029
受取利息		△1	△2,734	△1,877
支払利息		482	—	580
固定資産除却損		—	—	6,979
投資有価証券売却益		—	△5,060	—
売上債権の増加額		△187,405	△222,087	△283,414
たな卸資産の増加額		△698	△281	△814
未払金の増加額		69,635	62,376	54,488
未払消費税等の増加額 又は減少額(△)		10,092	△6,031	34,033
その他		△3,667	15,494	△19,958
小計		219,525	500,280	522,746
利息の受取額		1	1,499	297
利息の支払額		△482	—	△580
法人税等の支払額		△68,876	△261,402	△103,569
営業活動によるキャッシュ・フロー		150,168	240,378	418,893
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
投資有価証券の購入による支出		—	△2,150	△175,500
投資有価証券の売却による収入		—	7,210	—
有形固定資産の取得による支出		△2,910	△5,600	△112,399
ソフトウェアの取得による支出		△12,257	△25,553	△37,326
敷金保証金差入による支出		△52,623	—	△89,078
敷金保証金返還による収入		—	—	26,721
投資活動によるキャッシュ・フロー		△67,791	△26,094	△387,582
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		300,000	—	300,000
短期借入金の返済による支出		△200,000	—	△300,000
株式の発行による収入		—	59,572	1,299,187
財務活動によるキャッシュ・フロー		100,000	59,572	1,299,187
IV 現金及び現金同等物の増加額		182,377	273,856	1,330,498
V 現金及び現金同等物の期首残高		262,114	1,592,613	262,114
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高		444,492	1,866,469	1,592,613

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 —————</p> <p>(2) たな卸資産 ① 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。 ② 貯蔵品 先入先出法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>(2) たな卸資産 ① 仕掛品 同左 ② 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 ① 満期保有目的の債券 同左 ② —————</p> <p>(2) たな卸資産 ① 仕掛品 同左 ② 貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～15年 工具器具備品 2年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアのうち、自動インターネットリサーチシステムにかかわるものは、経済的事態から判断した利用可能期間（3年）に基づき、その他のものについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	—————	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>新株発行費 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)モニタポイント引当金 モニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)モニタポイント引当金 同左</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)モニタポイント引当金 モニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺のうえ未払消費税等として表示しております。	消費税等の処理方法 同左	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項  
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年12月31日)	当中間会計期間末 (平成16年12月31日)	前事業年度 (平成16年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 12,914千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,957千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 25,030千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 4,994千円 無形固定資産 24,867千円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 16,926千円 無形固定資産 32,298千円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 19,561千円 無形固定資産 52,707千円
※2 営業外収益のうち主なもの 受取利息 1千円 手数料収入 87千円	※2 営業外収益のうち主なもの 受取利息 8千円 有価証券利息 2,726千円 投資有価証券売却益 5,060千円 手数料収入 1,190千円	※2 営業外収益のうち主なもの 受取利息 4千円 有価証券利息 1,873千円 手数料収入 182千円 消耗品売却収入 47千円
※3 営業外費用のうち主なもの 支払利息 482千円 売上債権譲渡損 937千円 株式公開費用 8,594千円	※3 営業外費用のうち主なもの 売上債権譲渡損 1,420千円 新株発行費 50千円	※3 営業外費用のうち主なもの 支払利息 580千円 売上債権譲渡損 2,183千円 新株発行費 11,454千円 株式公開費用 11,719千円
※4 _____	※4 _____	※4 特別損失のうち主なもの 固定資産除却損 6,979千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成15年12月31日現在) 現金及び預金勘定 444,492千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -千円 現金及び現金同等物 444,492千円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年12月31日現在) 現金及び預金勘定 1,866,469千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -千円 現金及び現金同等物 1,866,469千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年6月30日現在) 現金及び預金勘定 1,592,613千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -千円 現金及び現金同等物 1,592,613千円



(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成15年7月1日 至平成15年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

当中間会計期間 (自平成16年7月1日 至平成16年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

前事業年度 (自平成15年7月1日 至平成16年6月30日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成15年12月31日現在)

当社は、有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成16年12月31日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券 非上場外国債券	176,213千円

前事業年度末 (平成16年6月30日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券 非上場外国債券	175,792千円

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (平成15年7月1日 至平成15年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (平成16年7月1日 至平成16年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (平成15年7月1日 至平成16年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自平成15年7月1日 至平成15年12月31日)

当社には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成16年7月1日 至平成16年12月31日)

当社には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

前事業年度 (自平成15年7月1日 至平成16年6月30日)

当社には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)																
<p>1株当たり純資産額 38,833円14銭</p> <p>1株当たり中間純利益 9,479円65銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、ストックオプション制度導入（または新株引受権付社債発行）に伴う新株引受権および新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p> <p>また、当中間会計期間において、1株を2株に株式分割しておりますが、1株当たり中間純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>	<p>1株当たり純資産額 41,948円20銭</p> <p>1株当たり中間純利益 5,522円53銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 5,140円80銭</p> <p>1.平成16年5月20日付で1株を3株に株式分割しております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="595 712 997 1010"> <thead> <tr> <th colspan="2">前中間会計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>12,944円38銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益</td> <td>3,159円88銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益</td> <td>－円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、前中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、ストックオプション制度導入（または新株引受権付社債発行）に伴う新株引受権および新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	前中間会計期間		1株当たり純資産額	12,944円38銭	1株当たり中間純利益	3,159円88銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益	－円	<p>1株当たり純資産額 37,030円72銭</p> <p>1株当たり当期純利益 6,636円89銭</p> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 6,310円91銭</p> <p>平成15年8月22日付で1株を2株に、また平成16年5月20日付で1株を3株にそれぞれ株式分割しておりますが、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="1029 853 1431 1151"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>9,784円50銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>2,145円97銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>－円</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度		1株当たり純資産額	9,784円50銭	1株当たり当期純利益	2,145円97銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円
前中間会計期間																		
1株当たり純資産額	12,944円38銭																	
1株当たり中間純利益	3,159円88銭																	
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	－円																	
前事業年度																		
1株当たり純資産額	9,784円50銭																	
1株当たり当期純利益	2,145円97銭																	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円																	
<table border="1" data-bbox="161 1104 563 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>29,353円49銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>6,437円90銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>－円</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度		1株当たり純資産額	29,353円49銭	1株当たり当期純利益	6,437円90銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円	<p>2.平成16年9月30日開催の取締役会において、次のとおり株式分割による新株式発行を決議いたしました。</p> <p>(1)平成17年2月18日付をもって1株を2株に分割する。</p> <p>①分割により増加する株式数</p> <p>普通株式とし、平成16年12月31日（ただし、当日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成16年12月30日）最終の発行済株式数に1を乗じた株式数とする。</p> <p>②分割の方法</p> <p>平成16年12月31日（ただし、当日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成16年12月30日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式1株につき2株の割合をもって分割する。</p>	<p>なお、前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストックオプション制度導入（または新株引受権付社債発行）に伴う新株引受権および新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>								
前事業年度																		
1株当たり純資産額	29,353円49銭																	
1株当たり当期純利益	6,437円90銭																	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円																	

前中間会計期間 (自 平成15年 7月 1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)																								
	<p>(2) 配当起算日 平成17年 1月 1日</p> <p>(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間および前事業年度における1株当たり情報ならびに当期首に行われたと仮定した場合の当中間会計期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="595 553 997 1520"> <thead> <tr> <th colspan="2">前中間会計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>6,472円19銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益</td> <td>1,579円94銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり 中間純利益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <th colspan="2">当中間会計期間</th> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>20,974円10銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益</td> <td>2,761円27銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり 中間純利益</td> <td>2,570円40銭</td> </tr> <tr> <th colspan="2">前事業年度</th> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>18,515円36銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>3,318円44銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり 当期純利益</td> <td>3,155円45銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、前中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、ストックオプション制度導入（または新株引受権付社債発行）に伴う新株引受権および新株予約権残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。</p>	前中間会計期間		1株当たり純資産額	6,472円19銭	1株当たり中間純利益	1,579円94銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	—	当中間会計期間		1株当たり純資産額	20,974円10銭	1株当たり中間純利益	2,761円27銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	2,570円40銭	前事業年度		1株当たり純資産額	18,515円36銭	1株当たり当期純利益	3,318円44銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	3,155円45銭	
前中間会計期間																										
1株当たり純資産額	6,472円19銭																									
1株当たり中間純利益	1,579円94銭																									
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	—																									
当中間会計期間																										
1株当たり純資産額	20,974円10銭																									
1株当たり中間純利益	2,761円27銭																									
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	2,570円40銭																									
前事業年度																										
1株当たり純資産額	18,515円36銭																									
1株当たり当期純利益	3,318円44銭																									
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	3,155円45銭																									

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成15年7月1日 至平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自平成16年7月1日 至平成16年12月31日)	前事業年度 (自平成15年7月1日 至平成16年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	165,325	332,373	365,183
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)	(—)
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	165,325	332,373	365,183
期中平均株式数(株)	17,440	60,185	55,023
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	4,469	2,842
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(1) 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく 新株引受権 2種類 潜在株式の数 640株 (2) 新株引受権付社債 1銘柄 潜在株式の数 800株 (3) 新株予約権 3種類 潜在株式の数 954株 なお、詳細については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
<p>1. 当社株式は株式会社東京証券取引所の承認を得て平成16年1月28日にマザーズ市場に上場しております。</p> <p>株式上場にあたり、平成15年12月15日および平成16年1月6日開催の取締役会において以下のとおり新株発行を決議し、平成16年1月27日に払込が完了しました。</p> <p>(1) 発行新株式数 普通株式 2,000株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき金510,000円</p> <p>(3) 発行価額の総額 1,020,000,000円</p> <p>(4) 資本組入額 1株につき金255,000円</p> <p>(5) 資本組入額の総額 510,000,000円</p> <p>(6) 申込期日 平成16年1月26日</p> <p>(7) 払込期日 平成16年1月27日</p> <p>(8) 配当起算日 平成16年1月1日</p> <p>(9) 募集方法 ブックビルディング方式による一般募集 なお、平成16年1月16日にブックビルディング方式による発行価格(1株につき700,000円)が決定したことにより、上記の新株式の引受価格は1株につき644,000円と決定しました。その結果、払込金額の総額は1,288,000千円となりました。</p> <p>(10) 資金の使途 自動インターネットリサーチシステム(A・I・R・S)新機能開発資金等 この結果、平成16年1月28日付で発行済株式総数は19,440株、資本金は827,500千円、資本準備金は904,880千円となりました。</p>	<p>—————</p>	<p>平成16年9月29日開催の定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の取締役、監査役および従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲と士気を高めることを目的として、3.の要領に記載のとおり、新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2. 新株予約権割当の対象者 当社の取締役、監査役および従業員に割当てるものといたします。</p> <p>3. 新株予約権発行の要領 (1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数 普通株式600株を上限とする。 なお、当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後 株式数 = 調整前 株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 600個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式数1株)。ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個につき発行する株式の数についても同様の調整を行う。</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。</p>

前中間会計期間 (自 平成15年 7月 1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年 7月 1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)						
<p>2. 株式の分割 (無償交付)</p> <p>平成16年 2月17日開催の取締役会において、次のとおり株式分割による新株式発行を決議いたしました。</p> <p>(1) 平成16年 5月20日付をもって普通株式 1株を 3株に分割する。</p> <p>①分割により増加する株式数 普通株式とし、平成16年 3月31日最終の発行済株式数に 2 を乗じた株式数とする。</p> <p>②分割方法 平成16年 3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式 1株につき 3株の割合をもって分割する。</p> <p>(2) 配当起算日 平成16年 1月 1日</p> <p>(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における 1株当たり情報ならびに当期首に行われたと仮定した場合の当中間会計期間における 1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>		<p>(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額</p> <p>新株予約権 1個当たりの払込金額は、次により決定される 1株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に(2)に定める新株予約権 1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引が成立していない日を除く) における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額 (1円未満の端数は切上げ) とする。</p> <p>ただし、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格 (当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格) を下回る場合には、当該最終価格を行使価額とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1円未満の端数は切上げる。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>当中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産額 12,944円38銭</td> <td>1株当たり 純資産額 9,784円50銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 当期純利益 3,159円88銭</td> <td>1株当たり 当期純利益 2,145円97銭</td> </tr> </tbody> </table>	当中間会計期間	前事業年度	1株当たり 純資産額 12,944円38銭	1株当たり 純資産額 9,784円50銭	1株当たり 当期純利益 3,159円88銭	1株当たり 当期純利益 2,145円97銭		<p>調整後 調整前 1</p> $\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$
当中間会計期間	前事業年度							
1株当たり 純資産額 12,944円38銭	1株当たり 純資産額 9,784円50銭							
1株当たり 当期純利益 3,159円88銭	1株当たり 当期純利益 2,145円97銭							
<p>3. 新株引受権の行使</p> <p>平成16年 2月20日付で平成12年 8月28日臨時株主総会決議および平成13年 9月25日定時株主総会決議にかかわる新株引受権の行使により、株式数等が次のとおり増加しました。</p> <p>株式数 150株 資本金 11,187千円</p> <p>これにより、発行済株式の総数は 19,590株、資本金は838,687千円となっております。</p>		<p>また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により 1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる 1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$						

前中間会計期間 (自 平成15年7月1日 至 平成15年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	前事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
		<p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(5)新株予約権を行使することができる期間 平成18年10月1日から 平成26年9月30日まで</p> <p>(6)新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。</p> <p>(7)新株予約権の消却 ①当社が消滅会社となる合併について合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換について株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 ②新株予約権の割当を受けたものが上記(6)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>(8)新株予約権の譲渡制限等 対象者は本新株予約権を第三者に譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。</p> <p>(9)細目事項 新株予約権に関する細目事項については、平成16年9月29日開催の定時株主総会以降に開催される取締役会決議により定める。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日）平成16年9月29日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成16年12月21日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成16年12月22日関東財務局長に提出。

平成16年12月21日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成16年3月19日

株式会社 マクロミル

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 久保 恵一 印

関与社員 公認会計士 小野 英樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成15年7月1日から平成16年6月30日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成15年7月1日から平成15年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミルの平成15年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年7月1日から平成15年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年3月10日

株式会社 マクロミル

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 恵一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミルの平成16年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。